

○松本市四賀森林整備推進委員会設置要綱

平成17年3月31日

告示第155号

改正 平成25年3月29日告示第142号

令和3年3月26日告示第131号

(目的)

第1条 この要綱は、編入前の四賀村の区域（以下「四賀区域」という。）内に市が保有する森林（以下「市有林」という。）の整備、保全等を図るため、松本市四賀森林整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市有林の整備、保全等に必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名をもって組織する。

2 委員は、四賀区域に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は、会長が務める。

(専門委員)

第7条 市長は、市有林のうち錦部地区の官行造林に係る調査等を行うため、必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は6名以内とし、錦部地区に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境エネルギー部森林環境課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に四賀村森林専門委員規則(平成7年四賀村規則第6号。以下「村規則」という。)の規定により選任された委員は、この規則の規定により委嘱された委員とみなし、その任期については、第4条の規定にかかわらず、村規則の規定により選任された期間とする。

附 則 (平成25年3月29日告示第142号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第131号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。